

令和4年度

津山市農業委員会

(12月定例会議事録)

令和4年12月5日(月) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(18名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹 | 2. 井家上 淑子 | 3. 高畑 亨 | 4. 齊藤 主税 |
| 5. 仁木 紹祐 | 6. 尾島 宏明 | 7. 小島 仁太郎 | 9. 筒塩 清美 |
| 10. 寺元 久郎 | 11. 岡田 成子 | 12. 大峪 毅 | 13. 吉野 夏己 |
| 14. 高山 一英 | 15. 大山 正志 | 16. 植本 幸男 | 17. 竹内 隆一 |
| 18. 太田 裕恭 | 19. 山下 英男 | | |

欠席委員(1名)

8. 坂本 弘治

事務局(8名)

吉田 局長	大田 次長	濃野 主幹	阿部 主査	定兼 主査
小田 主任	亀澤 主任	大内 主事		

議 事

- 議案第 67号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 68号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 69号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 70号 非農地証明願承認について
- 議案第 71号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 72号 農用地利用集積計画の承認について

その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

吉田局長

定刻が参りましたので、令和4年12月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員19名中18名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

長森会長

それでは、津山市農業委員会総会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

皆様ご苦労様です。12月に入り寒さが厳しくなっております。年末まであと一月となりましたが、体調には十分ご留意いただきたいと思います。

委員の皆様方には、この1年間を通して大変お世話になりました。農業委員会の適正で円滑な運営ができたのも、皆様方のご支援、ご協力の賜だと思っております。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

太田委員

それでは、議事進行を始めます。先程行われた運営委員会の報告を太田委員よりしく願います。

先ほど開催されました第9回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしく願います。

長森会長

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。17番竹内委員、18番太田委員よろしく願います。

事務局（津山）

それでは、議案第67号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

それでは、議案第67号の説明をいたします。

今回、津山地区から6件、加茂地区から2件、勝北地区から3件、久米地区から2件、合計13件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、野介代の74歳の男性から、同じく野介代の43歳農業の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして1-2についてですが、野村の64歳の男性から、同じく野村の71歳農業の男性への、交換による所有権移転です。

続きまして1-3についてですが、野村の71歳の男性から、同じく野村の64歳自営業の男性への、交換による所有権移転です。

続きまして1-4についてですが、二宮の82歳の女性から、同じく二宮の48歳農業の女性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-5についてですが、東一宮の82歳の男性から、同じく東一宮の47歳農業の男性への、交換による所有権移転です。

続きまして1-6についてですが、東一宮の47歳の男性から、同じく東一宮の82歳農業の男性への、交換による所有権移転です。

以上、津山地区の申請6件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

事務局（加茂）

津山地区の説明は以上です。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、加茂町中原の39歳の男性から、加茂町知和の33歳農業の男性への増反による所有権移転です。

続きまして、2-2についてですが、神奈川県横浜市の67歳の男性から、加茂町塔中の72歳の女性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。また、申請地の区域について、11月定例会議案第66号で決議された、区域の実情に応じた農地とし

事務局（勝北）

て、下限面積引き下げ分になります。

以上、加茂地区の申請2件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区分の説明は以上です。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、勝部の81歳の男性から、新野東の35歳農業の男性への増反による所有権移転です。

4-2についてですが、大阪府高槻市安岡寺町の91歳の女性から、西中の77歳農業の男性への増反による所有権移転です。

4-3についてですが、新野山形の72歳の男性から、同じく新野山形の62歳会社員の男性への贈与による所有権移転です。

以上、勝北地区の申請3件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1についてですが、地方公共団体から、宮部下の43歳自営業男性への取用に伴う代替地の取得による所有権移転です。

続きまして5-2についてですが、東京都多摩市の73歳の男性から、久米郡美咲町の48歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。譲受人の住所は美咲町ですが、申請地までの通作距離は概ね10キロと問題はありません。美咲町にて耕作を行っているとの申出を受けており、美咲町農業委員会発行の耕作面積証明が添付されています。美咲町農業委員会事務局に問い合わせたところ、耕作放棄地等も無いとのことでした。

以上、久米地区の申請2件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第67号の説明は以上です。

長 森 会 長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見ををお願いします。

大 山 委 員

15番大山です。1-1について説明いたします。親子間の生前贈与ということで、問題ないと考えております。

小 島 委 員

7番小島です。1-2及び1-3ですが、農地の交換ということで、どちらの譲受人も農業をしっかりされておられる方なので、問題ありません。

高 畑 委 員

3番高畑です。1-4ですが、関連農地は全て適正に管理されていました。問題ないと思います。

仁 木 委 員

5番仁木です。1-5及び1-6ですが、株内同士の農地の交換ということで、いずれも管理された農地であり、双方ともに農業者であることから、問題ないと思います。

山 下 委 員

19番山下です。2-1ですが、譲受人は頑張って農業をされておられる方なので、問題ないと思います。2-2ですが、新規就農者ということで、面談も行っており、問題ありません。

尾 島 委 員

6番尾島です。4-1ですが、譲受人はブドウを専門に作っておられます。増反希望ということで今回購入されたもので、問題ありません。4-2ですが、現在譲受人が耕作されており、問題ありません。4-3ですが、兄弟間の贈与であり、譲受人も綺麗に農地を管理されておられますので、特に問題ありません。

植 本 委 員

16番植本です。5-1ですが、譲受人は先月の定例会において非農地判断等を行い、農地を適正化しております。取用に伴う代替地ということで、問題ないと思います。

太田委員	18番太田です。5-2について説明いたします。市外の方になりますが、農地を増反されるということで、問題ないと思います。
長森会長	ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
* 長森会長	ありません。
* 長森会長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
長森会長	ありません。
長森会長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
事務局（津山）	それでは次に議案第68号農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。 それでは、議案第68号の説明をいたします。今回、津山地区から1件の申請です。議案書のページは6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1-1番・西吉田の田、718㎡の件です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は歯科医院で、施設の概要は平屋建て全高約3.8mの医院1棟と、露天駐車場です。転用事業者は、西吉田にお住いの男性です。転用事業者は歯科医院を新設するために、自己所有地を転用するものです。転用にあたり、東・北側の境界にはL型擁壁を設置、南・西側の境界は隣接地と同じ高さに造成する計画になっています。また、雨水については敷地内に設置する水路から既設水路に排水し、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新池水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地も無いとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 議案第68号の説明は以上です。
長森会長	ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からご意見をお願いします。
井家上委員	2番井家上です。1-1についてご説明させていただきます。申請人は、現在歯科医院を営んでおりますが、一部に借地があるため、新しくご自分の農地を転用して、歯科医院及び駐車場を作り直したいという内容であり、問題ないと思います。
長森会長	只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありました。ご質問等ありますか。
* 長森会長	ありません。
* 長森会長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
長森会長	ありません。
長森会長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
事務局（津山）	続きまして議案第69号農地法第5条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。 それでは、議案第69号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転12件、久米地区から所有権移転1件の合計13件の申請です。議案書のページは7ページから10ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1-1番・山北の田、2,522㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地11区画です。転用事業者は岡山県岡山市北区に本店を置く資本金の額900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界については擁壁を設け、東側には転落防止のためのガードレールも設置します。また、雨水については敷地内に設ける水路から既設水路へ排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 1-2番・小原の田、676㎡と1-3番・小原の田、652㎡、いずれも所有権移転の件については転用事業者及び転用目的等が同一であるため一括して説明します。

農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地で1-2番が2区画・1-3番が3区画になります。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界には擁壁等を設け、雨水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。1-2番は昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書、1-3番は金糞池水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-4番・沼の田、666㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地4区画です。転用事業者は上河原に本店を置く資本金の額1,000万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界については北・東・南側は隣接地と同じの高さであるため、西側のみにコンクリート擁壁を設置し、雨水については既設水路に排水させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-5番・押入の畑、226㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は建売住宅用地で、施設の概要は2階建て全高約7.1m程度の建売住宅3棟です。全体の建ぺい率は26.3%です。転用事業者は香川県高松市に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界については隣接地と同じ高さであるため、土砂の流出などは無い形状であることを確認しております。また、雨水については既存水路に排水し、生活雑排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-6番・高野本郷の田、2,167㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、2階建て全高約7.5m程度の建売住宅4棟、2階建て全高約6.7m程度の建売住宅4棟及び道路です。全体の建ぺい率は28.0%です。転用事業者は、二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については西・南側に擁壁を設置し、北・東側は隣接地と同じ高さに造成します。また、雨水については既存排水路に排水し、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地も無いことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-7番・神戸の田、330㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、平屋建て全高約5.5mの居宅1棟で、建ぺい率は22.0%です。転用事業者は、神戸にお住いの女性です。現在、市営住宅に住んでおりますが、子どもの成長に伴い手狭となり、申請地を購入し居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については北・東側は水路を設置し、南・西側は隣接地の方が高いため、そのまま利用します。また、雨水については敷地内に設置する水路から既存の水路に排水し、生活雑排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地も無いことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-8番・平福の田、456㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地

で、施設の概要は、平屋建て全高約4.6mの居宅1棟で、建ぺい率は24.1%です。転用事業者は、平福にお住いの夫婦です。現在、アパートに住んでおりますが、子どもの成長に伴い手狭となり、申請地を購入し居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については建築ブロックを設置します。また、雨水については既設水路へ排水し、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地も無いことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1-9番・池ヶ原の田1,488㎡及び畑119㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、申請地及び申請地に隣接している建物を購入し、建物の一部を木工の体験工房に改築して集客をする計画となっており、その体験工房の従業員及び来客者用の駐車場とするために転用をするものです。転用にあたり、簡易なスロープの設置を行い、他は現況のまま使用するため、土砂の流出の恐れは少なく、雨水排水については既設水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。池ヶ原水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地も無いことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1-10番・河辺の田、852㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地3区画です。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界については隣接地と同じ高さまで造成し、雨水については、敷地内に設けた水路から既存水路に排水させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1-11番・河辺の田、915㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、質屋店舗で、施設の概要は平屋建て全高約5.0mの店舗1棟と露天駐車場です。転用事業者は、志戸部に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は質屋業及び書籍等販売業です。転用事業者は、質屋店舗を新設するために申請地を購入し転用を行うものです。転用にあたり、境界については隣接地と同じ高さまで造成し、アスファルト舗装を行うので、土砂の流出は無いと思われれます。また、雨水については、新設する水路へ排出し、雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1-12番・東一宮の田、290㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地1区画です。転用事業者は小原に本店を置く資本金の額200万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界については、北・西・東側は既存の擁壁があるため、南側に擁壁を設置し進入路がある東側と同じ高さに造成します。また、雨水については南側に排水路を設け既存の排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1番・戸脇の田、1,371㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地

であるため、第1種と判断しています。転用目的は食肉加工施設で、施設の概要は、全高約6.7m程度の平屋建ての食肉加工施設1棟及び露天駐車場です。転用事業者は、高野本郷に本店を置く資本金の額300万円の株式会社で、主な事業は卸売業です。転用にあたり、申請地と隣接地には、北面と西面は高低差が無いので側溝のみとし、東面と南面は法面を設けて上部に側溝を入れて土砂が流出しないようにし、雨水については、敷地内側溝から既存排水路に排水するようにし、生活雑排水は合併浄化槽に接続し直接既存の排水路に流入しないようにするなど、周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。戸脇町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される業務上必要な施設」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

議案第69号の説明は以上です。

- | | | |
|-------|-------|--|
| 長森会長 | 長森会長 | ありがとうございます。続きまして、担当委員からご意見をお願いします。 |
| 大山委員 | 大山委員 | 15番大山です。1-1から1-3についてご説明します。いずれも住宅密集地であり、隣接の土地及び家屋に影響が無いので、特に問題ないと思います。 |
| 小島委員 | 小島委員 | 7番小島です。1-5及び1-6についてですが、推進委員と現地確認をしております、特に問題ないと思います。 |
| 高畑委員 | 高畑委員 | 3番高畑です。1-7及び1-8についてですが、いずれも住宅建築のための転用申請ということで、計画書の内容を実施していただければ、周辺の農地への影響は無いと考えております。 |
| 井家上委員 | 井家上委員 | 2番井家上です。1-9について説明します。譲受人が県外の法人であったため、推進委員が譲渡人に対して、事業内容や経緯についてお尋ねしました。特に問題が起こる内容ではありませんので、よろしく願いいたします。 |
| 長森会長 | 長森会長 | 1番長森です。1-10及び1-11ですが、坂本委員がご欠席のため、代わりにご説明させていただきます。先ほどの事務局からの説明のとおり、いずれも用途区域内の農地であり、問題ないと聞いております。 |
| 仁木委員 | 仁木委員 | 5番仁木です。1-12ですが、申請地は湿田であり、近年耕作者がいない状態でした。隣接地も宅地化され、第三種農地であることから、問題ないと思います。 |
| 太田委員 | 太田委員 | 18番太田です。5-1について説明いたします。申請地は農振除外済地ではありますが、約30年近く肥培管理はされておらず、草刈りなどの除草管理をされていた農地でした。所有者が農地の活用方法を模索していたところ、若い方が新しく立ち上げられた法人の工場を作るということで、特に問題ありません。 |
| 長森会長 | 長森会長 | 事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。 |
| | * | ありません。 |
| 長森会長 | 長森会長 | ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。 |
| | * | ありません。 |
| 長森会長 | 長森会長 | 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 |
| | | 続いて議案第70号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。 |
| 高山委員 | 高山委員 | 14番高山です。1-1についてですが、平成5年頃に家を建て替えられ、進入路を拡張したということで、やむを得ないと思います。 |
| 長森会長 | 長森会長 | 1番長森です。1-2ですが、昭和60年代に倉庫を建てられたようで、やむを得ないと思います。 |
| 長森会長 | 長森会長 | 筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。 |
| | * | ありません。 |
| 長森会長 | 長森会長 | ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。 |
| | * | ありません。 |
| 長森会長 | 長森会長 | 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 |

		<p>続きまして、議案第71号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、筆頭者から説明をお願いします。</p>
小島	委員	7番小島です。1-1ですが、お手元に写真を配布しておりますが、画像のとおり、山林原野化しており致し方ないと思います。
山下	委員	19番山下です。2-1ですが、過去に洪水が発生した際に、水路が埋まってしまい、そこから耕作ができなくなった場所ということで、やむを得ないと思います。
長森	会長	ありがとうございました。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
	*	ありません。
長森	会長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*	ありません。
長森	会長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
		続きまして、議案第72号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
事務局		議案第72号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。
		議案書のページは、13ページから23ページです。13ページ、14ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、所有権移転によるものが勝北地区1件、貸借権によるものが津山地区29件、加茂地区5件、勝北地区2件、久米地区5件の合計42件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
		議案第72号の説明は以上です。
長森	会長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
	*	ありません。
長森	会長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*	ありません。
長森	会長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
		議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何か審議が必要な事案はありますか。
	*	ありません。
長森	会長	ないようですので事務局から次回の開催について説明をお願いします。
事務局		次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
		次回、1月の定例委員会ですが、令和5年1月10日火曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、12月の定例委員会ですが、令和5年1月10日火曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に午後1時30分までにお越しください。また、農業委員の皆様におかれましては、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加の自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。
長森	会長	ありがとうございました。それではこれもちまして定例会の審議を終了いたします。

(14:45終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員
